



日田市監査委員告示第 16 号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：

指定管理者名	一般財団法人 中津江村地球財団
対象業務	日田市B & G中津江海洋センター管理運営業務
対象施設	日田市B & G中津江海洋センター
所管課	スポーツ振興課

令和6年12月9日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

令和5年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、事業の内容及び委託料の金額等を勘案して次のとおり監査対象を抽出した。

指定管理者名	一般財団法人 中津江村地球財団
対象業務	日田市B&G中津江海洋センター管理運営業務
対象施設	日田市B&G中津江海洋センター
所管課	スポーツ振興課

2 監査の期間 令和6年11月6日から令和6年12月2日まで

3 監査の場所 監査委員事務局、日田市B&G中津江海洋センター

4 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・ 施設は関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和5年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行状況について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により、実施した。

6 団体の概要及び監査の結果

(1) 指定管理者の概要

名称・代表者	一般財団法人 中津江村地球財団 理事長 赤星 仁一郎
所在地	日田市中津江村合瀬 3750
設立年月日	平成16年12月
目的	中津江村の貴重な自然資源、観光及びスポーツ資源の有効活用を促進し、都市、地域間及び国際交流による自然環境保護思想の啓発並びにスポーツによる青少年をはじめとするあらゆる年代層の健全育成を通じて、地域の産業、福祉、文化振興を資するとともに、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 指定管理業務の内容

- ① スポーツ施設等の利用許可に関する業務
- ② スポーツ施設等の利用に係る使用料に関する業務
- ③ スポーツ施設等の施設及び維持管理に関する業務
- ④ スポーツ施設等の故障、滅失、棄損及び盗難等の報告に関する業務
- ⑤ スポーツ施設等の利用者に対する安全管理指導業務

(3) 指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

(4) 令和5年度の指定管理料 3,296,000円

(5) 令和5年度の収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
指定管理委託料	3,296,000	委託料	1,074,930
利用料金収入	138,210	人件費	354,330
雑収入	175	消耗品費	280,055
		光熱水費	402,086
		燃料費	23,740
		修繕費	55,550
		交通費	24,696
		備品費	231,770
		手数料	440
合 計	3,434,385	合 計	2,447,597

(6) 監査の結果

監査の結果、事務事業は概ね財政援助の目的に沿って実施されていた。
なお、口頭で指摘した事項については、検討・改善を図られ、今後も引き続き適正な事務執行及び施設の管理に努められたい。